

（仮称）杉並区いじめの防止等に関する条例の制定について

令和6年9月29日に「（仮称）杉並区いじめ防止対策推進条例（骨子案）」（以下「条例骨子案」という。）を公表し、区民等の意見提出手続を実施した。その結果等を踏まえ、条例の名称を「（仮称）杉並区いじめの防止等に関する条例」とするとともに、条例骨子案を一部修正した上で、以下のとおり条例を制定することとする。

なお、本条例において、杉並区いじめ問題対策委員会の設置について規定することから、本条例の制定に併せて「杉並区いじめ問題対策委員会条例」を廃止することとする。

1 区民等の意見提出手続の実施状況

（1）実施期間

令和6年9月29日（日）から令和6年10月31日（木）まで33日間

（2）公表方法

- ・広報すぎなみ（令和6年10月1日号）
- ・区公式ホームページ
- ・文書による閲覧（庶務課、区政資料室、区民事務所、図書館）

（3）意見提出実績

計11件（個人11件、団体0件）延べ15項目

- | | | |
|------------|----|-------|
| ・郵送 | 1件 | 延べ1項目 |
| ・電子メール | 3件 | 延べ6項目 |
| ・区公式ホームページ | 7件 | 延べ8項目 |

2 提出された意見と教育委員会の考え方

別紙1のとおり

3 修正後の条例骨子

別紙2のとおり

4 今後の主なスケジュール（予定）

令和7年2月 第1回区議会定例会に条例案を提出

4月 条例施行

意見の全文と教育委員会の考え方

※網掛けの部分は、条例骨子案に反映させた意見

No.	意見の全文	教育委員会の考え方
1	啓発活動について意見があります。理念的な啓発にとどまらず、いじめを行った場合、民事・刑事でどのような責任を負うかについても啓発した方がよいと思います。私の母校では理念的ないじめへの反対が掲げられていましたが、いじめが横行しておりました。いじめを行ったら実際に自分がどういった不利益を被るのかを教えたほうが効果的に抑止できると思います。	法的な視点からの指導については、教育委員会としても必要性を認識し、弁護士と連携したいじめ防止授業の実施について、現在検討しています。
2	杉並区いじめ防止対策推進条例(骨子案)をざっと読みましたが、「防止」にはなっておらず、全て「対処」になっています。根本的に何故いじめが起きるのかということに一切触れていません。西洋医学の癌治療と同じで全て対処療法です。何故癌になるかを考えず、抗がん剤やその他の治療のことばかり。もっと根本に踏み込んだ対策を考えないと時間の無駄だと思います。例えば教育制度、受験制度、塾や習い事で忙しい子供達はストレスで一杯です。私が子供の頃もすでにこの様な状況でしたが、現在は更に状況は悪いと想像できます。我々の時代には無かったスマートフォンやパソコンというモノがあります。うまく使いこなせば便利で時間を有効活用できますが、反対に対応に追われ時間を失ったり、ストレスの原因にもなります。	いじめの「防止」も非常に重要と考えていますので、教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図るとともに、いじめの防止に資する児童生徒の自主的な活動に対する支援等を行うこととしています。 また、子どもが抱えるストレスについては、いじめに限らず不登校等の問題に発展する可能性もあることから、教員だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった心理・福祉の専門職とも連携しながら、支援していくことが重要と考えています。
3	先生や周りの人がよく見てあげると良いと思います。1番いけないのが見て見ぬふりだと思います。	学校では、教職員による日常の見守りはもちろん、アンケートなどに児童・生徒が書いた情報を複数で確認するなど、組織的な体制をとっています。 また、学校では、いじめを受けた子どもや行った子どものみならず、傍観したり周囲にいた子どもに対しても、日頃から指導を行っています。
4	- 区と区長の責務は分けないのか。 - 保護者は責務なのか役割なのか。 - 区民の役割とあるが、区民は住民票が区にある者で、すべての地域住民とすべきではないか。たとえば、区立学校の児童が他区のクラブチーム児童にいじめを受けたという場合は、区民とは限らないし、いじめは区外地域でもおこりうるから区民では限定定的である。 - 啓発活動は区だけか。区と教育委員会ではないか。	区長や教育委員会は「区」の機関の一つであることから、「区の責務」として規定します。その上で、条例案においては、区長や教育委員会がそれぞれに取り組むいじめの防止等のための具体的な措置について規定します。 「保護者の責務」については、いじめ防止対策推進法において「保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」とされていることも踏まえて「責務」としています。また、「区民」については、杉並区に住民票がある方だけでなく杉並区内で活動する方なども対象に含むため「区民等」としています。 区として行う啓発活動のほか、教育委員会及び区立学校としても当該区立学校に在籍する児童生徒等に対する啓発活動を行いますので、そのことが明確になるよう、条例骨子案の記載を修正します。
5	(つづき) - 国の重大事態ガイドライン改訂にともない、未然防止や早期発見の部分をもう少し丁寧に具体的に書く必要があるのではないか。 - 財政上の措置は寝屋川や品川区と同じように転校費用を補助するのか。 - 品川区の対策を参考にされるとよい。	条例において、いじめの防止や早期発見のための措置を規定しますが、より具体的な取組については、「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」や「いじめ対応マニュアル」において示していきます。 今回いただいたご意見や他自治体の取組なども参考にしながら、いじめの防止等のための対策を推進していきます。
	小学生の子供を育てる親です。区が区民の意見を聞きながら、こういったことを考えてくださって、とてもありがたいです。まず、いじめを起こさせないことがとても大事だと思います。なので、入学案内の時とか、入学式の時とか、なるべく早い段階で、なるべく多くの保護者が聞いていたり、見るような配布物で、どういうことをしたらいいいじめになる。いじめは警察に通報する。保護者から直接警察に通報してもいい。	学校では、学校いじめ防止基本方針を策定していますので、この基本方針を各学校がホームページに公開するとともに、基本方針の内容を各年度の開始時に、積極的に児童・生徒や保護者等に周知するよう、教育委員会から働きかけていきます。 また、法的な視点からの指導については、教育委員会としても必要性を認識し、弁護士と連携したいじめ防止授業の実施について、現在検討しています。

6	具体例 1. ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする【暴行:刑法第208条】 2. 無理やりズボンを脱がす【暴行:刑法第208条】 3. 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる【傷害:刑法第204条】 4. 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る【強制わいせつ:刑法第176条】 5. などと、のせ、保護者に対し、絶対にいじめは許さないと言う姿勢を見せることが大事だと思います。 そうしたら、まず親が子供にこういう事は絶対に、しては行けないと家庭で教育すると思います。 そして、そういうことが、もし学校で起きてしまった場合、親は真剣に対応せざるを得なくなると思います。そしてそれはなんか嫌なイメージっていう感じじゃなくて、学校がしっかり子供たちを守ろうとしてくれてるって言うふうによくの親御さんが受け止めると思います。そして、学校でも、学年の初めと学年の中頃に、学校の授業の中で、どういうことがいじめになって、どういった罰則がある警察に通報されたりしたら、どのような不利益を被るか。いじめと言う犯罪との線引きが曖昧な言葉になっているけれど、犯罪であると言うことをしっかり教える必要があると思います。意味が起きてしまってから、では、被害者の子の心の負担も大きすぎるし、自殺とかにもつながりかねません。まずは起きないようにしっかり対策してほしいですし、学校で子供たちに向けてもなるんだけど、親に対してもしっかりメッセージを送って、各家庭で子供にしっかり教育できるようにしてほしいです。 いじめで苦しむ子供がいらない世の中になることを願っています。	
7	最近、いじめによる自殺が相次いで報じられています、学校は一体何をやっているのでしょうか。報道を見ると、脅迫、強要、侮辱、誹謗中傷等、大人の犯罪のようで目を覆う程残酷のように感じます。 いつも全校集会や保護者説明会を開き、命の大切さを伝えたと聞きますが、何が命の大切さですか！さんざんな目に遭わせておいて何の責任も感じないのでしょうか。学校の対応には本当に腹立たしい気持ちです。 そこで提案ですが、スクールカウンセラーの他に弁護士や警備員を配備するとともに、善悪の判断をつけさせるために法律の授業を新たに設けるのはどうでしょうか。又、SNSによる被害も報じられていますが、高校卒業まではスマホを持たせないようにするのが安全だと思います。通信事業者もこの事を踏まえ、SNS自体を排除するように検討してほしいです。 これ以上、性被害やいじめを増やさないように関係省庁は効果的な対策を検討するようお願いします。	教育委員会では、区立小・中学校にスクールカウンセラーを配置しているほか、学校における法律問題等への対応力の向上を図るため、学校が弁護士に直接相談し、必要な助言を受けることができる「学校法律相談」を実施しています。 また、法的な視点からの指導については、教育委員会としても必要性を認識し、弁護士と連携しいじめ防止授業の実施について、現在検討しております。 なお、SNSの利用等による問題については、学校ごとに年間を通した指導計画を策定し情報モラル教育を充実することで対応を図っています。
8	全くいじめているつもりのない自分の言動が、相手の心を傷つける可能性のあるものだということに思い至れば、そういう言動はなくなることも少なからずあるのではないのでしょうか。 知らず知らずのうちに相手の心を傷つけてしまうような言動の事例をクラスで話し合って理解を深めることを、年に1度位行うのがよいのではないのでしょうか。 もし賛同いただけるなら、話し合いが確実に実施されるよう、きちんと文書で全ての小、中、高校に通知して実効性を保って下さい。	教育委員会としては、区立小・中学校に向けて、年間3回以上のいじめに関する授業を行うよう、区いじめ防止対策推進基本方針及び区いじめ対応マニュアルに示しています。その授業では、道徳の時間にいじめを題材としたテーマで話し合うことも行っています。

9	いじめについて 1)警察、スクールロイヤー等適切な第3者機関を入れ、地域社会と連携する。 2)被害者に了承があれば学校内にいじめ内容について告知して再発防止に努める。 3)毎学期、いじめ認知件数を公表する。隠蔽を無くす環境に努める。いじめ発生が学校、学級担任の責任追及ではなく、どこでも摩擦があれば起こりうるものとして、初期対応出来るよう軽微な事例も報告し解決に努める。 4)加害者には、家族ともに複数回のカウンセリングを課す。受け皿作りをする。加害の背景を探り、適切な福祉につなげる。 5)いじめ通報の努力義務 同年代からの児童虐待ととらえ、アンケートを毎学期実施。低年齢化を受け、スクールカウンセラーとの面談を小1から実施。カウンセラーを拡充、権限を広げ、学校見回り時に気になる児童生徒と優先的に面談する。 6)児童生徒と教職員の信頼関係の醸成 いじめ発生クラスにサポート教員をつけて担任をフォローし、クラス全体の安心安全を確保する。 7)児童生徒、教師の心のケア、法律、法令面のサポート 被害、加害だけでなく、見聞きして傷ついた児童生徒、心的負担のあった教師ともにカウンセリングや助言役のいる体制づくりをする。 8)加害児童生徒の別室登校、隔離の指導を強化 以上 よろしくおねがいします	学校は毎学期、いじめに関するアンケートを実施して情報を収集するとともに、スクールカウンセラーによる面接や支援員の配置等を行い、児童・生徒を見守る体制をとっています。また、いじめに関する様々な事例が国、都の資料等に示されているので、学校ではそうした資料等を使用して指導・説明し、いじめの未然防止に努めています。 さらに、いじめはどの学校にも起こり得ることとして、軽微な事案もいじめとして確実に認知し対応するよう、学校いじめ対策委員会で協議して認知にあたるとともに、いじめが発生した場合は、事案の内容に応じて弁護士や警察、子ども家庭支援センター等と連携しながら対応し、学校によってはいじめを行った児童・生徒に別室で学習をさせることを行っています。 児童・生徒の心のケアについても、いじめを受けた児童・生徒を第一に、いじめを行った児童・生徒やいじめを傍観していた児童・生徒へも丁寧な指導を行うよう心がけ、保護者からスクールカウンセラーに相談できる体制や、教職員が一人で抱え込むことのないよう学校いじめ対策委員会で組織的に対応する仕組みを整えています。 法的な視点からの指導については、教育委員会としても必要性を認識し、弁護士と連携したいじめ防止授業の実施について、現在検討しています。
10	いじめは、社会地域の法律やルールを知らないため人に対して安易に悪さを行ない、人の身体心財産を侵害することだと思えます。 根本は、どの人も、地上のすべての人は「人」なのです。平等なのです。どの人も人権を持っておりかつ法律で保護されていること、社会の動きとしてもすでに1985年に男女雇用機会均等法が施行されて以来家庭にいた女性たちも働くようになり、今は男女平等も当たり前になってきて社会情勢が変化していることなどを、学校で、児童生徒に繰り返し教えていくことが重要です。 その教育は他国の人にも通じる考えで、ウクライナやガザ等世界各地で戦争が起きており、平和を希求する基となると思えます。	学校では、人権教育の指導計画を年度ごとに作成し、意図的・計画的に指導しています。また、年間3回以上実施するいじめに関する授業を中心に、学校では、いじめは絶対に許されない行為であること等を指導しています。
11	・全体的に語尾が不明瞭である。（「行うこととします」ではなく「行います」等とするべき。） ・4条の前段と後段は等価ではない。前段の「いじめを行ってはならないことは禁止事項であるが、後段の人権尊重・思いやりは努力義務である。」「とともに」で結ぶことによって、前段の文意を弱めている。 ・5条1項「推進することとします」ではなく、「推進します」。同条2項「取り組むこととします」ではなく、取り組みます。（「いじめの防止等」に「等」があるので、重複させる必要はない。） ・5条はとてもよくない。いじめ防止対策推進法9条1項・2項と定め方が逆である。その結果、いじめを受けた児童生徒の保護者が被害児童生徒を守ることが義務に読める。子が被害に遭って、守りたくても心身の傷害等により守れない保護者もいるだろう。守っている途中で心身の故障が生じて守れなくなる保護者もいるだろう。5条前段と後段は等価ではない。 ・他方、いじめ加害児童の保護者が、その保護する児童生徒がいじめを行わないよう指導することは、民法820条の監督義務に基づく義務である。5条がいじめ防止対策推進法9条1項「子の教育について第一義的責任を有する」ことを落としたのはいけない。いじめ加害児童生徒の保護者が、いじめを学校のせいにする余地を、区が作っている。 ・5条3項「その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には」が、「当該児童生徒をいじめから守る」と「その保護する児童がいじめを行うことのないように努める」の両方にかかるように読める。 ・7条及び8条1項において「明記します」とあるが、「本条例に明記します」とすべき。	条例骨子案の語尾については、条例に規定されることを踏まえた記載としています。なお、「4 いじめの禁止等」や「5(3) 保護者の責務」については、その趣旨が明確になるよう、いじめ防止対策推進法の規定を踏まえて、条例骨子案の記載を修正します。

12	(つづき) ・10条2項は、重大事態調査を全て対策委員会のタスクにしている。これは、文科省が令和6年8月に発表した「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」よりも、対策委員の負担が大きい。これは一見被害児童生徒の保護に資するよう見えるが、児童生徒の記憶を含めた証拠が刻一刻と失われていくことを考えると、事案解明を阻害する要因ともなる。対策委員の他に外部から調査補助員を招く方法も考えられるが、人選等で時間を要するとやはり証拠の散逸を招く。区教委が証拠保全のための調査をする余地、対策委員の補助員として調査に加わる余地などを定めるなど、迅速性を重視した定めを入れることを求める。 ・10条3項についても、10条2項に対する意見と同様、迅速性を重視した定めを入れることを求める。	重大事態に関する調査を行う杉並区いじめ問題対策委員会及び杉並区いじめ問題調査委員会については、地方自治法の規定により条例で定めることとされている組織の設置や所掌事項といった基本的事項を規定します。調査の迅速性は非常に重要と考えていますので、調査体制の充実や調査方法の工夫等についても並行して検討を進め、実行していきます。
13	今回の条例案は関係法令を踏まえ作成されたものと思われ、内容はおおむね賛同できる。そのうえで、いじめの防止・対応をより実効性のあるものとするため、以下の点につき条例への追加を検討いただきたい。 1. 「杉並区いじめ問題対策委員会」「杉並区いじめ問題調査委員会」につき、委員会の発足時や委員の入替時に手続きに時間を要することがないように、委員の選任・解任・退任にかかる手続きを明記いただきたい。	重大事態に関する調査を行う杉並区いじめ問題対策委員会及び杉並区いじめ問題調査委員会については、地方自治法の規定により条例で定めることとされている組織の設置や所掌事項といった基本的事項を規定します。これらの委員会は常設とし、任期を定めて委員を委嘱しますので、委員会が発足する際や委員が交代する際には、計画的に委員の委嘱に向けた手続きを進めることにより、その事務手続きが遅滞することの無いよう取り組みます。
14	(つづき) 2. 区長及び教育委員会は、「対策委員会による調査及び調査委員会による調査の結果」を経なければ重大事態への対処等の必要な措置を講ずることができない、と読めるが(10(4))、もっと早い段階で区長及び教育委員会が対処可能な制度にするべき。 8(2)に「区立学校は、当該区立学校に在籍する児童生徒がいじめを受けている疑いがあると認めたときは、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずることとし、教育委員会は、必要に応じ、当該区立学校に対する支援等を行うこととします。」とあるものの、「必要に応じた支援」のレベルではなく、教育委員会の主導・指導が可能とする制度とするべきである。特に区立学校の「リソース及び能力の不足」「管理職含む区立学校側の意図的な対応の不足・遅延・不作為」がある場合は、教育委員の早期の介入が被害児童の保護・回復に必要である。	条例骨子案の10(4)は、重大事態に関する調査結果が取りまとめられた場合には、その結果を踏まえて適切な措置を講ずる必要があるとの趣旨ですので、重大事態に関する調査中であっても、必要な措置を検討し、実施していきます。 また、条例骨子案の8(2)は、「学校に対する支援等」としていますが、「支援」のほか、教育委員会による「指示」や「調査」も行いますので、そのことが明確になるよう、条例骨子案の記載を修正します。その上で、教育委員会としての関与の必要性を適切に判断し、対応していきます。
15	(つづき) 3. 事案に応じて東京都教育委員会への早期の事態共有を実施する旨、明記すべき。特に区立学校において、法令・各種ガイドライン・マニュアル等にそった対応がなされない場合等、著しく不適切な行為がある場合は、懲戒処分を含む検討が必要なため、報告体制の整備は必須である。	なお、重大事態が発生した場合には、東京都教育委員会を通じて文部科学省に報告を行うことになっていますので、遅滞なく報告を行うことにより事態の共有を図ります。また、学校における不適切あるいは非違行為があった場合の報告体制や報告様式はすでに整備されていますので、いじめ問題への対応に関して教員による著しく不適切な行為があった場合にも、遅滞なく報告を行います。

(仮称) 杉並区いじめの防止等に関する条例 骨子 (修正後)

1 条例の目的

この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、児童生徒に対するいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための基本理念、区、学校、保護者等の責務、区の実施の基本事項等を定めることにより、いじめの防止等のための対策を推進することを目的とします。

2 いじめの定義

この条例において、「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

3 基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、区、学校、保護者、区民等及び関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならないこと等とします。

4 いじめの禁止等

- (1) 児童生徒は、いじめを行ってはならないことを明らかにします。
- (2) 児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めること等とします。

5 区、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務

- (1) 区は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための施策を策定し、推進することとします。
- (2) 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、組織的に学校全体でいじめの防止等に取り組むこと等とします。
- (3) 保護者は、児童生徒の教育について第一義的責任を有するものであって、その監護する児童生徒がいじめを行うことのないよう努めること等とします。
- (4) 保護者は、その監護する児童生徒がいじめを受けた場合には、当該児童生徒をいじめから保護するものとします。

6 区民等及び関係機関の役割

区民等及び関係機関は、区及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めること等とします。

※下線は、区民等意見により修正した箇所

7 いじめ防止基本方針【※1】

(1) 杉並区いじめ防止対策推進基本方針

区におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、区が、杉並区いじめ防止対策推進基本方針を定めること等を明記します。

(2) 学校いじめ防止基本方針

区立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として、当該区立学校が、学校いじめ防止基本方針を定めること等を明記します。

8 いじめの防止等のための措置等

(1) いじめの防止等のための組織【※2】

区立学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該区立学校が、当該区立学校の複数の教職員等により構成される「学校いじめ対策委員会」を設置することを明記します。

(2) いじめの防止等のための措置

- 教育委員会及び区立学校は、区立学校におけるいじめの防止に資するため、道德教育及び体験活動等の充実を図るとともに、児童生徒の自主的な活動に対する支援等を行うこととします。
- 区は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な措置を講ずるものとします。
- 教育委員会及び区立学校は、いじめを早期に発見するため、当該区立学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるとともに、相談体制を整備することとします。
- 区立学校は、当該区立学校に在籍する児童生徒がいじめを受けている疑いがあると認めたときは、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずることとします。
- 教育委員会は、区立学校に在籍する児童生徒がいじめを受けている疑いがあると認めたときは、必要に応じ、当該区立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は自ら必要な調査を行うこととします。
- 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校において、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援並びにいじめを行った児童生徒に対する指導・支援及びその保護者に対する助言を行うこととします。

9 啓発活動

(1) 区は、いじめの防止等のための啓発活動を行うこととします。

(2) 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校に在籍する児童生徒等に対し、いじめの防止等のための対策を行うことの重要性に関する理解を深めるための啓発活動を行うこと等とします。

10 重大事態への対処

(1) 区立学校は、法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発

※下線は、区民等意見により修正した箇所

生したときは、教育委員会を通じて、当該重大事態が発生した旨を区長に報告することとします。【※3】

- (2) 教育委員会の附属機関として、杉並区いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置し、対策委員会が重大事態の調査を行います。
- (3) 区長の附属機関として、(仮称) 杉並区いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置します。法第30条第2項の規定により、対策委員会が行った調査の結果について調査を行うこととしたときは、調査委員会がその調査を行います。【※4】
- (4) 区長及び教育委員会は、対策委員会による調査及び調査委員会による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることとします。

1 1 その他

(1) 財政上の措置等

区は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めることとします。

(2) 区立学校以外の学校への協力要請

区は、区立学校以外の学校に対し、区はいじめの防止等のための措置について協力を求めることができることとします。

【参考】

※1 区及び区立学校は、法第12条及び第13条の規定に基づいて、すでに「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」を定めていますが、この条例を制定するに当たり、改めて、いじめ防止基本方針を定めることを明記します。

※2 区立学校は、法第22条の規定に基づいて、すでに「学校いじめ対策委員会」を設置していますが、この条例を制定するに当たり、改めて、いじめの防止等のための組織を設置することを明記します。

※3 法第28条第1項では、重大事態は、次のように定義されています。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※4 法第30条第2項では、地方公共団体の長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、教育委員会による重大事態の調査の結果について調査を行うことができることが規定されています。

(仮称) 杉並区いじめ防止対策推進条例 骨子案

1 条例の目的

この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、児童生徒に対するいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための基本理念、区、学校、保護者等の責務、区、学校の基本事項等を定めることにより、いじめの防止等のための対策を推進することを目的とします。

2 いじめの定義

この条例において、「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

3 基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、区、学校、保護者、区民等及び関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならないこと等とします。

4 いじめの禁止等

児童生徒はいじめを行ってはならないことを明らかにするとともに、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めること等とします。

5 区、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務

- (1) 区は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための施策を策定し、推進することとします。
- (2) 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、組織的に学校全体でいじめの防止等に取り組むこと等とします。
- (3) 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、当該児童生徒をいじめから守るとともに、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう努めること等とします。

6 区民等及び関係機関の役割

区民等及び関係機関は、区及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めること等とします。

7 いじめ防止基本方針【※1】

(1) 杉並区いじめ防止対策推進基本方針

区におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、区が、杉並区いじめ防止対策推進基本方針を定めること等を明記します。

(2) 学校いじめ防止基本方針

区立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として、当該区立学校が、学校いじめ防止基本方針を定めること等を明記します。

8 いじめの防止等のための措置等

(1) いじめの防止等のための組織【※2】

区立学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該区立学校が、当該区立学校の複数の教職員等により構成される「学校いじめ対策委員会」を設置することを明記します。

(2) いじめの防止等のための措置

- 教育委員会及び区立学校は、区立学校におけるいじめの防止に資するため、道徳教育及び体験活動等の充実を図るとともに、児童生徒の自主的な活動に対する支援等を行うこととします。
- 区は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な措置を講ずるものとします。
- 教育委員会及び区立学校は、いじめを早期に発見するため、当該区立学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるとともに、相談体制を整備することとします。
- 区立学校は、当該区立学校に在籍する児童生徒がいじめを受けている疑いがあると認めたときは、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずることとし、教育委員会は、必要に応じ、当該区立学校に対する支援等を行うこととします。
- 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校において、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援並びにいじめを行った児童生徒に対する指導・支援及びその保護者に対する助言を行うこととします。

9 啓発活動

区は、いじめの防止等のための啓発活動を行うこと等とします。

10 重大事態への対処

- (1) 区立学校は、法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生したときは、教育委員会を通じて、当該重大事態が発生した旨を区長に報告することとします。【※3】
- (2) 教育委員会の附属機関として、杉並区いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置し、対策委員会が重大事態の調査を行います。
- (3) 区長の附属機関として、（仮称）杉並区いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置します。法第30条第2項の規定により、対策委員会が行った調査の結果について調査を行うこととしたときは、調査委員会がその調査を行います。【※4】
- (4) 区長及び教育委員会は、対策委員会による調査及び調査委員会による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることとします。

11 その他

(1) 財政上の措置等

区は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めることとします。

(2) 区立学校以外の学校への協力要請

区は、区立学校以外の学校に対し、区はいじめの防止等のための措置について協力を求めることができることとします。

【参考】

※1 区及び区立学校は、法第12条及び第13条の規定に基づいて、すでに「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」を定めていますが、この条例を制定するに当たり、改めて、いじめ防止基本方針を定めることを明記します。

※2 区立学校は、法第22条の規定に基づいて、すでに「学校いじめ対策委員会」を設置していますが、この条例を制定するに当たり、改めて、いじめの防止等のための組織を設置することを明記します。

※3 法第28条第1項では、重大事態は、次のように定義されています。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※4 法第30条第2項では、地方公共団体の長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、教育委員会による重大事態の調査の結果について調査を行うことができることが規定されています。